

平成 28 年 12 月定例会 提出議案

・平成 28 年 12 月 16 日提出

議案番号	件名	区分	結果	備考
委員会提出議案 第 3 号	医療費助成で現物給付を導入している自治体に対する国庫負担金削減の撤廃を求める意見書の提出について	意見書	可決	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣

委員会提出議案第 3 号

医療費助成で現物給付を導入している自治体に対する国庫負担金削減の撤廃を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣に対し、意見書を提出します。

平成 28 年 12 月 16 日 提出

提出者 民生常任委員会
委員長 遠藤 幸徳

平成 28 年 12 月 16 日 可決

釜石市議会議長 佐々木 義昭

医療費助成で現物給付を導入している自治体に対する国庫負担金削減の撤廃を求める意見書

本県の医療費助成制度は、就学前児童及び妊産婦について、平成 28 年 8 月より現物給付が導入されましたが、その他の助成対象者は償還払いです。

一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済みます。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限限度額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要であり、そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要です。

しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの国民健康保険に係る国庫負担金が削減されてしまいます。住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを科すことには疑問を禁じ得ません。

以上の点から、国におかれましては、住民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現するよう求めます。

記

1. 国は現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の削減をやめること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 12 月 日

岩手県釜石市議会